

規程

特例認定特定非営利活動法人としての情報公開に関する規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体（以下、「法人」という）が特定非営利活動促進法（以下「法」という）に定めるところにより、特例認定特定非営利活動法人（以下、「特例認定法人」という）としての情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

第2条（管理）

法人の特例認定法人としての情報公開に関する事務は、事務局長が監督する。

第3条（情報公開の対象とする資料及び公開方法）

法人は、法第54条に基づき特例認定法人としての情報公開及び団体事務局に常時備え置き閲覧に供する資料及び事務を整える。

- 2 この規程に定めがない情報公開に関しては、法人が別に定める情報公開に関する規程による。

第4条（閲覧場所及び閲覧日時）

法人の公開する情報の閲覧場所は、定款第2条に規定する事務所とする。

- 2 閲覧の日は、日曜日とし、閲覧の時間は、午前11時00分から午後5時00分までとする。

第5条（閲覧申請の方法及び閲覧の実施等）

法人の公開する情報の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときには、次により取り扱うものとする。

- (1) 別に定める「閲覧申請書（様式1）」に必要事項を記入し提出を受ける
- (2) 受付担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、「閲覧受付簿（様式2）」に必要事項を記録する
- 2 第3条に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条に掲げる資料に限定している旨を説明する。
- 3 閲覧については、無料とする。
- 4 閲覧資料の写しを希望するものには、実費を徴収の上、配布する。ただし、第3条に規定する資料のうち、個人情報に関する記載については、開示しない方法により配布する。

第6条（委任）

この規程に定める外、必要の細目事項は、代表理事が別に定める。

第7条（改正）

この規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

1. 本規程は2021年2月1日より施行される

(様式1)

閲覧申請書

特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体 代表理事宛

		申請年月日	年	月	日
ふりがな 申請者氏名					
申請者住所	〒				
電話番号					
閲覧対象資料					
閲覧 有無	資料名	閲覧資料の 年度	印刷の 有無		
	特例認定の申請に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類				
	特例認定の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類				
	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程				
	前事業年度収益の明細など法第54条第2項第2号から第4号に掲げる書類				
	上記のほか、法規第32条で定める書類				
	助成金の支給の実績を記載した書類				
	海外への送金又は金銭の持ち出し(その金額が二百万円以下のものを除く)を行うときの金額及び用途並びにその予定日を記載した書類				
	閲覧対象すべて				

[注意事項]

1. コピーについては実費がかかります。

希望枚数 () 枚 × 実費 () 円 = 支払額 () 円

事務局使用欄

申請受理日	年	月	日	閲覧日	年	月	日
-------	---	---	---	-----	---	---	---

